

## 常陸大宮市教育委員会第5回臨時会議事録

- 1 会議の名称 常陸大宮市教育委員会第5回臨時会
- 2 開催日 令和2年8月17日(月) 午前9時30分から  
午前10時02分まで
- 3 開催場所 常陸大宮市役所 行政委員会室
- 4 出席者
  - (1) 教育長 茅根 正憲
  - 委員 諸澤 信子
  - 委員 星野 幸子
  - 委員 橋本 勇夫
  - (2) 事務局及び説明者
  - 教育部長 大町 隆
  - 文化スポーツ課長 石井 聖子
  - 次長兼学校教育課長 諸澤 正行
  - 生涯学習課長 木村 隆弘
  - 指導室長 関 美智子
  - 学校教育課課長補佐 森田 浩行
  - 学校教育課主任 野上 幸恵
- 5 報告  
報告第26号 教育長報告について
- 6 閉会
- 7 傍聴人の人数 なし
- 8 会議の概要

茅根教育長 本日は、生天目委員が欠席です。過半数に達しておりますので、ただ今より令和2年度常陸大宮市教育委員会第5回臨時会を開会いたします。

(午前9時30分開会)

本日の議事録署名人の指名を行います。本日の議事録署名人に橋本勇夫委員を指名いたします。

本日の会議日程は、お配りした会議資料のとおりです。

それでは議事に入ります。はじめに、「日程2報告」を議題といたします。

ここで皆様にお諮りいたします。報告第26号につきましては、個人情報に関する内容が含まれております。人事に関する事件その他の事件については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第14条第7項ただし書きの規定により、教育長又は委員の発議により、出席委員の3分の2以上の多数で議決したときは、会議を公開しないことができるとされております。つきましては、個人情報保護の観点から、会議を非公開にしたいと思っておりますが、賛成の委員の挙手を求めます。

(出席委員全員 挙手)

茅根教育長 全員挙手ですので、報告26号につきましては、非公開といたします。

なお、常陸大宮市教育委員会規則第18条の規定により議事録は公表となりますが、個人情報が特定されないよう調製して作成・公表する取り扱いとさせていただきますので、宜しくお願ひいたします。

それでは会議日程に戻ります。報告第26号教育長報告となりますので、私の方から報告いたします。私の方からの報告と、詳細は諸澤次長の方から詳しく説明しますので、ご指導の程宜しくお願ひします。

【新型コロナウイルス陽性者について説明（非公開）】

諸澤次長兼学校教育課長 これを受けまして、本市の対応でございますけれども、臨時休業・学校消毒につきましては、発熱が確認されてから、それは7月29日ですけれども、7月30日からは登校しておらず、かつ発熱時から72時間経過をしております、臨時休業及び消毒の作業は無しということで、保健所の方の指導等をいただきまして、こういったところで判断をしているところでございます。

続きまして、2学期の始業でございますけれども、登校時の健康状態の把握の徹底ということで、非接触型体温計によります検温、それから健康観察表健康状態の確認ということで、学校(該当校)に入る前にですね、非接触型の体温計で体

温の方をチェックして、異常がなければ校舎内に入るといふようなところで、本日から今週いっぱい行ふことにしております。2番目といたしまして、感染症対策に関する児童生徒への指導の徹底、3番目の手洗い、咳エチケット、清掃消毒の徹底、こちらにつきましては通常の清掃活動により清潔を保つといふことで行ふ予定でして、こちらにつきましても保健所の話をお聞いているところでございます。通常の清掃活動といふことでございます。4番目の熱中症対策の為、登下校時はマスクを外しまして、距離を保って会話は控えるよう指導をしていくといふようなこととなります。

それから、各学校への通知でございますけれども、8月17日付け、本日付けで下記内容において保護者へ通知したいと考えております。まず、お手元の資料1をご覧願いたいと思ふのですが、こちら参考資料になるんですが、資料1といふことで図が書いてあります。検温、風邪症状、同居家族の状況の確認といふことで、(健康観察表の)全ての記載事項を確認いたしまして、健康状態に問題がなければ教室へそのまま移動、健康状態等に問題がある場合にはなるべく人と接触しないような場所へ移動させまして、保護者へ連絡する等して安全に帰宅させ、自宅療養させるということになります。また、健康観察表を忘れた方、あるいは未記入の項目がある場合には、教職員が検温、風邪症状、同居家族の状況等を確認しながら問題はないか、あるいは問題がある場合には健康状態等に問題がある方と同じようにですね、指定の場所、なるべく他の方と接触しない場所へ移動させまして、安全に帰宅をさせまして自宅療養するよう形にしたいと考えています。

続きまして、児童生徒等に感染者が発生した場合の対応といふことでございますが、すでに何度か保護者の方には通知しているところではございますが、資料2の方をご覧願いたいと思ふます。こちらの方を協議させていただきまして、この内容で宜しければ、本日各学校の方に通知を出しまして、この内容で保護者の方に通知を差し上げたいと考えています。新型コロナウイルスに係る児童生徒へ

の対応について、ということで、8月17日現在になります。こちらにつきましては、国と県の指針に鑑みまして、市の教育委員会それから公立学校として、今後の対応を2学期から下記のとおりとする、ということでの通知となっております。まず、あくまでこれは基本的な対応になりますけれども、(1)といたしまして、校内の濃厚接触者が保健所により指定されるまでの間、当該校を臨時休業といたします。濃厚接触者が特定されるまでの間、大体、長くとも3日くらいかかるかと思うんですけれども、その間に関しましては臨時休業をしたいと思っております。それから、校内の消毒の為、2日程度の臨時休業、それ以降の臨時休業を実施する学年や日数の範囲は保健所と相談のうえ、市の教育委員会が決定いたします。なお、兄弟姉妹が別の学校に在籍している場合は、その学校も含めて臨時休業の対象になる場合があることに留意をしてもらうことになります。同じ中学校区になるかと思うんですけれども、中学校区にお兄さんやお姉さんがいる場合は、濃厚接触者と判断される場合には臨時休業になる場合もあるということでございます。

それから2番目になりますが、児童生徒の出席停止になりますけれども、以下の状態の場合、児童生徒は出席停止とするということで、状態といたしましては、本人が新型コロナウイルスに感染した場合、それから、本人が濃厚接触者、本人が新型コロナウイルス感染者ではないが、発熱等の風邪の症状がある場合ということで、上2つはすでに通知はしておりますけれども、本人が新型コロナウイルスに感染となれば、医師から治癒の判断をされるまでは出席停止になります。それから、濃厚接触がある場合には、濃厚接触があった日の翌日から2週間は出席停止となります。それから、今回3番目につきましては、陽性ではないが、発熱等の風邪の症状の場合でも出席停止ということで、風邪の症状がなくなるまでは出席停止扱いといたします。それから4番目、新たに加わった項目でございますけれども、同居の家族に発熱等の風邪の症状がみられる場合、同居しているお父さん、お母

さん、兄弟等がいるかと思うんですが、そういった方に風邪等の症状がみられる場合も、その家族が風邪等の症状がなくなるまでは出席停止といたします。それから、5番目に関しましては以前も出していますが、保護者が感染を心配して登校させない合理的な理由があると校長が判断する場合につきましても、出席停止を認めるということで考えております。こういった内容で各保護者にですね、今後のコロナウイルスの感染に対しての要望、あるいは出席停止に関しての通知を差し上げたいという風に考えているところでございます。

この点につきまして、何かありましたら委員の皆様のご意見をいただければと思いますので、どうぞ宜しくお願いいたします。

それから資料3でございますけれども、こちらにつきましては、先程教育長の方からありましたけれども、学校（該当校）の方で保護者の方に通知をしたメール文でございます。こういった内容のメールを送っておりますので、その後につきまして、教育長の方からの話でもあったように、市役所の方には5件の問い合わせがあったということでございますが、この内容で各学校の保護者の方には通知をしますので、学校（該当校）の保護者に関しましては、学校の方から感染者が出たことはすでに通知をしているところでございます。

なお、本日の学校（該当校）の欠席状況でございますけれども、陽性者を含めまして風邪等の症状がある方等で出席停止扱いをしているお子さんにつきましては10名だそうです。うち1名が不安を抱えて、登校することが不安で欠席だということですので、9名は風邪等の症状、あるいは感染者、それから濃厚接触者となっております。ただ、その不安を抱えている1名につきましては、若干登校を渋りがちな児童であるというような話がありました。それから、これとはまた別に病欠が3名いるということでございます。本日の学校（該当校）の出席状況に関しましては以上でございます。

以上が、今回コロナウイルス感染症になった方の状況、それから市・学校の対

応、そして学校の本日の出席状況と報告ということになります。宜しくどうぞお願いいたします。

茅根教育長 はい。今までの説明について、何かありましたらお願いします。それから資料2の方もお願いいたします。いかがでしょうか。

諸澤委員 すみません。ちょっと。

茅根教育長 はい。どうぞ。

諸澤委員 文章の直しだけなんですけど、私を感じたところなんですけど、2の児童の出席停止のところ、3番目、本人が新型コロナウイルス感染症陽性でないが発熱等風邪の症状・・・ここなんですけど、文章として、陽性ではないが風邪等の発熱の症状がないってひっくり返した方が文章として。風邪等の発熱の症状がないってした方が全般的かなと思っただけなんですけど。

茅根教育長 全部入れ替えるってことですね。

諸澤委員 入れ替える。その方が、何かこれだと風邪に限定してるみたいな風にも取れ兼ねないので。入れ替えた方が分かりやすいかなって。ただ思っただけなんですけど。どうでしょう。

茅根教育長 県の通知がこれで来ているのかな？

諸澤次長兼学校教育課長 確認してみます。

諸澤委員 風邪の症状ってなっちゃうので、発熱等の症状ってした方がいいと思うんですけど。

諸澤次長兼学校教育課長 県との通知物等を含めまして、照合させていただきまして、修正するようにいたします。

茅根教育長 宜しくお願いいたします。

ありがとうございました。他にいかがでしょうか。

橋本委員 今、色んなところで熱を測って入場関係してますよね。風邪の症状はあまり関係ないんですよね。熱なんですよ。発熱が中心なんで、風邪の症状よりは

完全に測定できる熱，登校してきても発熱している場合には登校させないですよ  
ね。ですから，そちらを同じように意識して，風邪っていうのはあまり意識しな  
い方がいいのかなって私は思います。この辺どうなんですかね。

諸澤次長兼学校教育課長 併せまして，その下の段の方も，同居の家族に発熱等の風  
邪の症状がみられる場合って書いてありますけれども，同じようにちょっと確認  
させていただきまして，同居の家族に風邪等の発熱の症状がみられる場合とい  
うように・・・。

星野委員 風邪を入れなくていいんじゃないですか？発熱等の症状がある場合って  
いうだけで。というのは，今，熱中症の可能性もすごい高くて，別に風邪じゃな  
くて。今，私も全て非接触型の体温計で測っています。とにかく今それしか対処  
の仕方がないので，もう発熱の症状があればっていうことで。風邪に限定する必  
要はないと思います。

茅根教育長 では，県の文書を確認してということ。

諸澤次長兼学校教育課長 新型コロナウイルス感染に対する衛生管理マニュアルに  
おきましても，風邪っていうような表現ではなくて，家族に発熱，咳等の症  
状がある場合にはというような・・・。

星野委員 それでいいと思います。発熱，咳等の症状で。

茅根教育長 それでいいですね。そのように直して。

諸澤次長兼学校教育課長 分かりました。

橋本委員 風邪の症状と判断がつけづらいんですね。

星野委員 風邪っていうのは一番曖昧なものになっちゃう。

橋本委員 もう1点なんですけど，よく騒がれている熱中症とコロナの症状が似ている  
ってよく言われていますよね。学校の生活している中で熱中症は発生することが  
多いでしょうけども，最初の時，消防の方からってことで血液中の酸素残量を測  
定っていうのが出ていましたよね。あれが熱中症との関係ってどうなのかなって，

専門的なのは分からないんですが、学校側の中でデータとして見るのには簡単に測定ができるってことなので、それを学校の方にも勧めておいて、養護教諭あたりが子どもの具合が悪くなった時に、ちょっと測定をしてあげるっていうことは、動き方として、1つの数値的なものが出れば、90とか100とかって単位がありましたよね。ですから、100を切って90ちょっと下の方になってくると、肺の活動が弱ってると。ですから、そういう場合には積極的に休ませるとか、帰すとかってことができるんじゃないかと。ただの熱中症でこうってなった時にはなかなかそれを判断できないんじゃないかって思って。ちょっと前回その話が出たものを出してみたんですけど、いかがでしょうか。全員に取れっていう訳ではないんですよ。

茅根教育長 そのような児童生徒が出た時だよ。判断するのにいいだろうと。

橋本委員 はい。

諸澤次長兼学校教育課長 学校の方には機械は用意されていますので。

茅根教育長 じゃあ、校長会で今日言って。

諸澤次長兼学校教育課長 この後ありますので、そういった部分をできるかどうかも含めまして・・・。

茅根教育長 あるならそれはやった方がいい。

橋本委員 前回もあるってということなんですよ。簡単に養護教諭は測定できるってことで。

茅根教育長 それはやった方がいいね。

他にいかがでしょうか。大丈夫ですか。

星野委員 他の資料は大丈夫です。で、資料3のところの学校が発信したメール文についても、最後のところで、ちゃんとその非難するような行動や言動を慎みってということも書いてあるので、大丈夫だと思うんですが、ただ、そうは言っても、おじいちゃん、おばあちゃんや、色々1人の生徒に対しては、4人の祖父母がい



るとなってくると、そこら辺の年齢の方々から色んなことが周りにこう・・・ちょっとそれが怖いかなっていうのがあって、直接的な同じクラスの子とか親御さんはそうはならないにしても、すごく敏感に反応するおじいちゃん、おばあちゃんがいらっしゃるのが怖いところで、自分の孫を学校に行かせたくないとか、色んなこと言い出したらどうしようみたいなのがちょっと懸念としてあったものですから。

茅根教育長　確かに、我々もそういう懸念はしました。心配のあまりね。過剰になってね。

星野委員　考えたらおじいちゃん、おばあちゃんとかね、周りもいるし、ちょっとそこら辺がね、怖いなって言う・・・。

茅根教育長　そうなんですよね。はい。

星野委員　なるべくそういうことがないように。

茅根教育長　道徳の授業の中でもね、そういう授業はやれってことを言ってますからね。

宜しいでしょうか。

教育委員一同　はい。

茅根教育長　それでは無いようですので、続きまして「日程3その他」について、事務局でありましたら、お願いいたします。

諸澤次長兼学校教育課長　特にありません。

茅根教育長　特に無いようですので、続きまして「日程4次回の定例会の日程」についてお願いします。

諸澤次長兼学校教育課長　（8月定例会について日程確認）

茅根教育長　それでは、以上をもちまして、常陸大宮市教育委員会第5回臨時会を閉会いたします。

（閉会：午前10時02分）